

## 防衛研修所達第3号

防衛庁本庁の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条及び防衛庁本庁における会計機関の使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第37号）第14条の規定に基づき、防衛研修所の公印に関する達を次のように定める。

昭和48年4月12日

防衛研修所長 宍戸 基男

### 防衛研究所の公印に関する達

改正	昭和51年	5月10日	防衛研修所達第6号	平成9年	4月1日	防衛研究所達第2号
	昭和54年	12月5日	防衛研修所達第3号	平成13年	3月30日	防衛研究所達第4号
	昭和55年	7月1日	防衛研修所達第5号	平成16年	4月1日	防衛研究所達第9号
	昭和57年	3月27日	防衛研修所達第2号	平成19年	1月9日	防衛研究所達第1号
	昭和59年	6月30日	防衛研修所達第3号	平成23年	9月1日	防衛研究所達第5号
	昭和60年	4月6日	防衛研究所達第2号	平成27年	4月10日	防衛研究所達第1号
	平成4年	4月10日	防衛研究所達第1号	平成29年	3月9日	防衛研究所達第2号
	平成6年	3月22日	防衛研究所達第1号	平成30年	3月7日	防衛研究所達第1号
	平成7年	8月18日	防衛研究所達第2号	令和6年	3月28日	防衛研究所達第14号

#### (目的)

第1条 この達は、防衛研究所の企画部、企画部総務課、企画部企画調整課、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部、戦史研究センター、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「部等」という。）並びに会計機関の使用する公印の形式、寸法、届出手続及び保管

等について定めることを目的とする。

(官職印の作成)

第2条 官職印は、次に掲げる者について備え付けるものとする。

- (1) 副所長
- (2) 研究幹事
- (3) 企画部長
- (4) 企画部総務課長
- (5) 企画部企画調整課長
- (6) 政策研究部長
- (7) 理論研究部長
- (8) 地域研究部長
- (9) 教育部長
- (10) 戦史研究センター長
- (11) 特別研究官

(会計機関印の作成)

第3条 会計機関印は、次に掲げる者について備え付けるものとする。

- (1) 歳入徴収官
- (2) 支出負担行為担当官
- (3) 支出官
- (4) 契約担当官
- (5) 物品管理官
- (6) 資金前渡官吏
- (7) 分任物品管理官

(公印の寸法等)

第4条 防衛研究所において使用する公印の寸法、材質及びこれらに彫刻する文字は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(作成、改刻又は廃止の届出)

第5条 部等の長は、公印を作成、改刻又は廃止したときは、別紙様式第1又は別紙様式第2により、速やかに防衛研究所長に届け出なければならない。

(登録)

第6条 企画部総務課長は、公印登録簿を備え、前条により届け出があったときは、当該公印の印影を登録し又は抹消しなければならない。

(押印)

第7条 公印の押印は、決裁済の原議に基づいて公印の保管に関する事務を所掌する部等の長又は保管責任者が行う。

2 公印の押印については前項によるほか、別に法令等に定めのあるものは当該法令等の定めるところによる。

(保管)

第8条 公印は、保管責任者が金庫その他確実なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

(保管責任者)

第9条 公印の保管責任者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 防衛研究所の省印並びに防衛研究所長、第2条第1号から第4号までに掲げる者の官職印については、企画部総務課文書・保全係長とし、第2条第5号から第11号までの部等の長の官職印については、それぞれの部等の長が、当該部等の庶務を担当する者のうちから指名した者とする。

(2) 会計機関印については、会計関係法規等に定められた者とする。

## 附 則

1 この達は、昭和48年4月12日から施行する。

2 この達施行の際現に使用する公印で、この達に定める形式、寸法等と異なる

ものは、これを新たに作成するまでそのまま使用することができる。

附 則（昭和51年5月10日防衛研修所達第6号）

この達は、昭和51年5月10日から施行する。

附 則（昭和54年12月5日防衛研修所達第3号）

この達は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月1日防衛研修所達第5号）

この達は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月27日防衛研修所達第2号）

1 この達は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この達施行の際現に使用している印章は、公印を新たに作成するまでそのまま使用することができる。

附 則（昭和59年6月30日防衛研修所達第3号）

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日防衛研究所達第2号）

この達は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（平成4年4月10日防衛研究所達第1号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成6年3月22日防衛研究所達第1号）

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年8月18日防衛研究所達第2号）

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日防衛研究所達第2号）

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日防衛研究所達第4号）

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日防衛研究所達第9号）

- 1 この達は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現に使用している公印で、第4条別表第1規定する区分と彫刻する文字が異なるものについては、第5条の規定に準じて所長に届けたものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（平成19年1月9日防衛研究所達第1号）（抄）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成23年9月1日防衛研究所達第5号）（抄）

この達は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛研究所達第1号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成29年3月9日防衛研究所達第2号）

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月7日防衛研究所達第1号）

この達は、平成30年3月7日から施行する。

附 則（令和6年3月28日防衛研究所達第14号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

## 官 職 印

区 分	寸 法	彫 刻 す る 文 字
副所長の印 研究幹事の印 企画部長の印	30 ミリメートル平方	防衛研究所副所長之印 防衛研究所研究幹事之印 防衛研究所企画部長之印
企画部総務課長の印 企画部企画調整課長の印	23 ミリメートル平方	防衛研究所企画部総務課長之印 防衛研究所企画部企画調整課長之印
政策研究部長の印 理論研究部長の印 地域研究部長の印 教育部長の印 戦史研究センター長の印 特別研究官の印	30 ミリメートル平方	防衛研究所政策研究部長之印 防衛研究所理論研究部長之印 防衛研究所地域研究部長之印 防衛研究所教育部長之印 防衛研究所戦史研究センター長之印 防衛研究所特別研究官之印

別表第2（第4条関係）

## 会 計 機 関 印

区 分	寸 法	彫 刻 す る 文 字
歳入徴収官の印 支出負担行為担当官の印 支出官の印 契約担当官の印 物品管理官の印 分任物品管理官の印 資金前渡官吏の印	23 ミリメートル平方	防衛省防衛研究所歳入徴収官之印 防衛省防衛研究所支出負担行為担当官之印 防衛省防衛研究所支出官之印 防衛省防衛研究所契約担当官之印 防衛省防衛研究所物品管理官之印 防衛省防衛研究所分任物品管理官之印 防衛省防衛研究所資金前渡官吏之印

備考：1 彫刻する文字は左横彫りとし、その書体は明りょうでなければならない。

2 印材は、原則として、つの材又は木材とする。

別紙様式第1（第5条関係）

令和 年 月 日

□防衛研究所長 殿

官職  
(公印省略)

□□□公印作成（改刻）について（報告）

□○○○○の公印を次の理由により作成（改刻）しましたので、別紙印影を添えてお届けします。

理 由  
別 紙

防衛研究所  
○○○○○  
○○ 之印

(印 影)

- 備考：1 用紙は、日本工業規格A列4判の強じんな和紙を用い、公印1個につき1枚とする。
- 2 改刻を届け出た場合は、旧印の廃止の届出は要しない。
- 3 □は一文字の空白を、○は文字を示す。

別紙様式第2（第5条関係）

令和 年 月 日

□防衛研究所長 殿

官職  
(公印省略)

□□□公印の廃止について（報告）

□○○○○の公印を下記の理由により廃止しましたので、お届けします。

記

制定年月日 令和 年 月 日

廃止年月日 令和 年 月 日

(裏面白紙)